

1割負担 【介護保険対応 介護予防訪問看護利用料金表（非課税）】

2019年10月1日

サービス内容	金額	単位	サービス提供内容	
訪問看護 I 1・20分未満	322 円	301	1回につき 20分未満	
訪問看護 I 2・30分未満	481 円	449	1回につき 30分未満	
訪問看護 I 3・60分未満	846 円	790	1回につき 30分以上1時間未満	
訪問看護 I 4・90分未満	1,160 円	1,084	1回につき 1時間以上1時間30分未満	
訪問看護 I 5 (理学療法士・作業療法士・言語聴覚士)	307 円	287	1回あたり ※ 1日に2回を超える場合、1回につき258単位 20分 ※※ 1週間に6回を限度に算定	
長時間訪問看護加算	321 円	300	1時間30分以上の訪問に加算。 ※ 特別管理加算算定対象者のみ	
複数名訪問加算 I	30分未満	272 円	254	同時に複数の看護師等が訪問看護を提供した場合に加算。
	30分以上	431 円	402	
複数名訪問加算 II	30分未満	215 円	201	看護師等と看護補助者が訪問看護を提供した場合に加算。
	30分以上	340 円	317	
初回加算	321 円	300	新規に訪問看護計画を作成し、訪問看護を提供した場合に加算。	
退院時共同指導加算	642 円	600	入院(入所)中に在宅生活における必要な指導を行った場合に加算。	
看護体制強化加算	321 円	300	1月に1回算定。(医療ニーズの高いご利用者様への提供体制を強化した場合に加算。)	
緊急時訪問看護加算	615 円	574	ご希望により同意のもと1月に1回算定。	
特別管理加算(I)	535 円	500	1月に1回算定。(在宅気管切開患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態等。)	
特別管理加算(II)	268 円	250	1月に1回算定。(在宅酸素療法指導管理等を受けている状態や真皮を越える褥瘡の状態等。)	

《利用料負担額の計算方法》 1ヶ月のサービス合計単位数×10.7(5級地単価)＝〇〇円(1円未満切り捨て)
〇〇円－(〇〇円×0.9(1円未満切り捨て))＝△△円(利用者負担額)

2割負担

サービス内容	金額	単位	サービス提供内容	
訪問看護 I 1・20分未満	644 円	301	1回につき 20分未満	
訪問看護 I 2・30分未満	961 円	449	1回につき 30分未満	
訪問看護 I 3・60分未満	1,691 円	790	1回につき 30分以上1時間未満	
訪問看護 I 4・90分未満	2,320 円	1,084	1回につき 1時間以上1時間30分未満	
訪問看護 I 5 (理学療法士・作業療法士・言語聴覚士)	614 円	287	1回あたり ※ 1日に2回を超える場合、1回につき258単位 20分 ※※ 1週間に6回を限度に算定	
長時間訪問看護加算	642 円	300	1時間30分以上の訪問に加算。 ※ 特別管理加算算定対象者のみ	
複数名訪問加算 I	30分未満	544 円	254	同時に複数の看護師等が訪問看護を提供した場合に加算。
	30分以上	861 円	402	
複数名訪問加算 II	30分未満	215 円	201	看護師等と看護補助者が訪問看護を提供した場合に加算。
	30分以上	679 円	317	
初回加算	642 円	300	新規に訪問看護計画を作成し、訪問看護を提供した場合に加算。	
退院時共同指導加算	1,284 円	600	入院(入所)中に在宅生活における必要な指導を行った場合に加算。	
看護体制強化加算	642 円	300	1月に1回算定。(医療ニーズの高いご利用者様への提供体制を強化した場合に加算。)	
緊急時訪問看護加算	1,229 円	574	ご希望により同意のもと1月に1回算定。	
特別管理加算(I)	1,070 円	500	1月に1回算定。(在宅気管切開患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態等。)	
特別管理加算(II)	535 円	250	1月に1回算定。(在宅酸素療法指導管理等を受けている状態や真皮を越える褥瘡の状態等。)	

《利用料負担額の計算方法》 1ヶ月のサービス合計単位数×10.7(5級地単価)＝〇〇円(1円未満切り捨て)
〇〇円－(〇〇円×0.8(1円未満切り捨て))＝△△円(利用者負担額)

3割負担 【介護保険対応 介護予防訪問看護利用料金表（非課税）】

サービス内容	金額	単位	サービス提供内容
訪問看護 I 1・20分未満	966 円	301	1回につき 20分未満
訪問看護 I 2・30分未満	1,442 円	449	1回につき 30分未満
訪問看護 I 3・60分未満	2,536 円	790	1回につき 30分以上1時間未満
訪問看護 I 4・90分未満	3,480 円	1,084	1回につき 1時間以上1時間30分未満
訪問看護 I 5 (理学療法士・作業療法士・言語聴覚士)	921 円	287	1回あたり 20分 ※ 1日に2回を超える場合、1回につき258単位 ※※ 1週間に6回を限度に算定
長時間訪問看護加算	963 円	300	1時間30分以上の訪問に加算。 ※ 特別管理加算算定対象者のみ
複数名訪問加算 I	30分未満 816 円 30分以上 1,291 円	254 402	同時に複数の看護師等が訪問看護を提供した場合に加算。
複数名訪問加算 II	30分未満 645 円 30分以上 1,018 円	201 317	看護師等と看護補助者が訪問看護を提供した場合に加算。
初回加算	963 円	300	新規に訪問看護計画を作成し、訪問看護を提供した場合に加算。
退院時共同指導加算	1,926 円	600	入院(入所)中に在宅生活における必要な指導を行った場合に加算。
看護体制強化加算	963 円	300	1月に1回算定。(医療ニーズの高いご利用者様への提供体制を強化した場合に加算。)
緊急時訪問看護加算	1,843 円	574	ご希望により同意のもと1月に1回算定。
特別管理加算(I)	1,605 円	500	1月に1回算定。(在宅気管切開患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態等。)
特別管理加算(II)	803 円	250	1月に1回算定。(在宅酸素療法指導管理等を受けている状態や真皮を越える褥瘡の状態等。)

准看護師がサービスを提供する場合基本単位数×90%

《利用料負担額の計算方法》 1ヶ月のサービス合計単位数×10.7(5級地単価)＝〇〇円(1円未満切り捨て)
〇〇円－(〇〇円×0.7(1円未満切り捨て))＝△△円(利用者負担額)

【介護保険対象外のサービス実費ご利用料(税込)】

算定項目	サービス内容
交通費	通常の実施地域を越えてサービスを提供する場合は実費を徴収致します。自動車を使用した場合は通常の実施地域を超えた地点からの往復距離数に応じて実費を徴収いたします。(1kmにつき20円×往復距離数)
長時間利用料	サービス提供時間が1時間30分を超えた場合には実費を徴収いたします。(超過30分につき5,000円)
死後の処置料	亡くなられた後のお清め料と処置材料費込みで10,000円を徴収いたします。介護保険のターミナルケア加算とは異なります。
キャンセル料	サービス利用日の前日まで 無料 サービス利用日の当日 利用者負担金の100% ※サービスの利用を中止する際には、ご連絡をお願いします。 但し、ご利用者様の容態の急変など、やむを得ない事情がある場合は不要です。 潤生園訪問看護ステーション 連絡先TEL 0465-39-5581

介護予防初回加算

新規に訪問看護計画を作成したご利用者様に対して、訪問看護を提供した場合、初回の訪問看護を行った月に加算します。なお、退院時共同指導加算を算定する場合は、本加算は算定しません。

介護予防退院時共同指導加算

病院、診療所又は介護老人保健施設に入院・入所中のご利用者様に対して、主治医等と連携し在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合、退院又は退所後の初回の訪問看護の際に1回(特別な管理を要する方の場合、2回)に限り加算します。なお、初回加算を算定する場合は、本加算は算定しません。

緊急時介護予防訪問看護加算

計画的に訪問することになっていない緊急時訪問を必要に応じて行う場合に加算します。夜間帯に計画外の訪問を行った場合、1ヵ月以内の2回目以後の訪問については、早朝・夜間・深夜加算を算定します。

介護予防特別管理加算(I)、(II)

医療機器を使用していて、特別な管理が必要とされる状態の方に対して(I)又は(II)を算定します。

* 夜間・早朝 *	夜間18:00~21:59の間または早朝6:00~7:59の間にサービスを開始された場合、訪問看護費は25%増になります。
* 深夜 *	22:00~5:59の間にサービスを開始された場合、訪問看護費は50%増になります。